

# 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年規則第69号）の概要

総務部 税務課

## 1 改正理由

法人の県民税及び事業税に係る規定及び様式について、地方税関係法令の一部改正に伴う所要の整備を行うほか、様式における課税標準額の記載欄に係る所要の調整を行った。

## 2 改正内容

### (1) 地方法人特別税の廃止に伴う改正

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、令和元年9月30日以前に開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止され、今般省令の様式等が見直されたことに伴い、所要の規定整備を行った。

（第19条、第25条、別記第39号様式、別記第53号様式の2～別記第54号様式、別記第56号様式、別記第68号様式、別記第69号様式関係）

### (2) 法人事業税関係様式における課税標準額の記載欄の調整

法人事業税関係様式では、従来、課税標準額の記載欄を課税方式別に設けることにより、各事業に係る課税標準額を判別できるようにしていたところですが、近年の税制改正で収入金額課税事業（ガス供給業及び電気供給業）に係る課税方式が改められ、一の課税方式が複数の事業に適用されることを踏まえ、課税標準額を事業別に記載できるよう所要の調整を加えた。

（別記第56号様式、第57号様式、第61号様式）

## 3 施行日

上記2 (1) 公布の日

同 (2) 令和4年4月1日